

再 評 価 書

| 箇所名 | 二級河川 三渡川 | | 事業名 | 河川事業 | 課名 | 河川課 |
|---|----------|-----------------|---------|----------------------------|----|-----|
| 事業概要 | 工 期 | 平成 20 年～令和 19 年 | 全体事業費 | 2,646 百万円(負担率：国 50% 県 50%) | | |
| | (下段：前回) | 平成 20 年～令和 19 年 | (下段：前回) | 2,005 百万円(負担率：国 50% 県 50%) | | |
| 事 業 目 的 及 び 内 容 | | | | | | |
| <p>(1) 事業の目的</p> <p>三渡川は、三重県の中央部に位置し、流域面積 54.3km²、流路延長 21.1km の二級河川です。流域全体が松阪市に含まれ、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注いでいます。</p> <p>三渡川流域では、平成 16 年 9 月台風 21 号により、45 戸の家屋が浸水被害を受けました。</p> <p>三渡川の改修は、河川の築堤工、掘削工及び護岸工、ネック点となっている橋梁の架替により流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p> | | | | | | |
| <p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次の通りです。</p> <p>延長 1,600 m</p> <p>①築堤 8,100 m³ ②掘削 50,200 m³ ③護岸工 400 m ④橋梁 3 橋 ⑤用地補償 1 式</p> | | | | | | |
| 事 業 主 体 の 再 評 価 結 果 | | | | | | |
| <p>1 再評価を行った理由</p> <p>前回再評価後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 (3) に基づき、再評価を行いました。</p> | | | | | | |
| <p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>・事業の進捗状況</p> <p>① 平成 20 年度に河川整備計画策定</p> <p>② 平成 20 年度に事業着手</p> <p>③ 平成 30 年度に市道橋の架替完了</p> <p>令和 5 年度末までに工事費ベースで 69%が完了予定</p> <p>・今後の見込み</p> <p>令和 19 年度の整備完了を目標としています。</p> | | | | | | |
| <p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年に浸水被害が発生したことを受け、地元住民の治水事業への理解と関心が高く、事業による治水安全度の向上が望まれています。 ・平成 27 年に中勢バイパス道路が開通し、国道 23 号、J R 紀勢本線と併せて想定氾濫区域内に交通網・物流網が集中しており、治水対策の必要性が高い状況です。 | | | | | | |

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 30 年度 費用対効果分析結果 ; R2 治水経済調査マニュアル (案) による)

① 前回評価時の費用対効果分析の結果

費用便益比 (総便益/総費用) 全体事業 $B/C=307.58 \text{ 億円} / 22.44 \text{ 億円} = 13.7$

② 費用対効果分析の結果

費用便益比 (総便益/総費用) 全体事業 $B/C=413.32 \text{ 億円} / 35.92 \text{ 億円} = 11.5$

残事業 $B/C=157.35 \text{ 億円} / 6.26 \text{ 億円} = 25.1$

※総便益 B=総便益 (現在価値化) + 残存価値 (現在価値化)

※総費用 C=総費用 (現在価値化) + 維持管理費 (事業費の 0.5%、現在価値化)

総便益・総費用の現在価値化にあたっては、社会的割引率によって算出するものとし、過去の費用については、デフレーター補正を併せて実施しています。

費用便益分析結果

(百万円)

| 区分 | | 前回評価時 (H30 年度) | 今回評価時 (R5 年度) | | 備考 |
|----------------|----------------|-------------------|---------------|--------|------------------|
| | | 全体事業 | 全体事業 | 残事業 | |
| 費用 | 事業費 | 2,009 | 3,275 | 621 | 河川改修の事業費 |
| | 維持管理費 | 235 | 317 | 5 | 事業費の 5% |
| | 総事業費 | 2,244 | 3,592 | 626 | |
| 効果 | 年平均被害軽減 期待額 | 1,322 | 1,526 | 934 | |
| | 便益 | 30,715 | 41,301 | 15,719 | 施設整備による浸水被害軽減効果 |
| | 残存価値 | 43 | 31 | 16 | 完成 50 年後の施設の残存価値 |
| | 総便益 | 30,758 | 41,332 | 15,735 | 便益+残存価値 |
| 費用便益分析結果 (B/C) | | 13.7 | 11.5 | 25.1 | |

【B/C変化の要因】

総便益 (B) の変化の要因としては、氾濫解析において、詳細な地盤データを用いたことで、地形の再現性が向上し、浸水範囲が増加したことで被害額が増加しました。

また、総費用 (C) の増加の要因は、残事業の工事費の精査を行った結果、費用が増加しました。

前回再評価からの増加の割合が便益より費用が上回ったことで、費用便益比が減少する結果となりました。

③感度分析の結果

残事業・残工期・資産額をそれぞれ±10%変動させた場合の感度分析を実施した結果、いずれの場合でも本事業の経済性が確認される結果となりました。

| | 全体事業B/C | 残事業B/C |
|--------------------|-------------|-------------|
| 残事業費 (+10% ~ -10%) | 11.2 ~ 11.9 | 22.6 ~ 28.3 |
| 残工期 (-10% ~ +10%) | 11.2 ~ 11.4 | 24.9 ~ 25.7 |
| 資産額 (-10% ~ +10%) | 10.4 ~ 12.7 | 22.6 ~ 27.6 |

4-2 その他の効果

想定氾濫区域内には、緊急輸送道路に指定されている国道 23 号、166 号、JR 紀勢本線、近鉄線等の交通網が集中しているため、交通・物流のネットワークの確保が図られます。

(環境への配慮)

環境への配慮として護岸工法は、基礎付近に石を置く等、植物や動物が利用可能な環境の形成を行います。河道掘削については、ヨシ帯はできる限り保全に努め、治水上やむを得ない場合のみ掘削を行います。

| |
|---|
| <p>4-3 地元意向 三渡川流域では、平成16年9月に浸水被害を受けていることから、松阪市自治会連合会より、三渡川の改修に関する要望が出されています。</p> |
| <p>5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性 5-1 コスト削減 ・河道掘削等による発生土を築堤の盛土材や他事業に流用し有効利用することで、建設副産物の発生を抑制しコスト削減に努めます。 ・護岸の構造や施工に関して、新たな技術開発があった場合には、適宜比較を行い、周辺環境にも配慮しながら、経済性を考慮した新技術や工法の導入に努めます。</p> <p>5-2 代替案 ①『ダム案』 流域の大部分が平地で、ダムの適地はありません。 ②『遊水地案』 新たに用地を取得することや、移転補償することが必要となり、社会的影響が大きく、設置は困難です。</p> <p>以上のことから、三渡川では河道改修が妥当と考えられます。</p> |
| <p>再 評 価 の 経 緯</p> |
| <p>平成30年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。</p> |
| <p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p> |
| <p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。</p> |
| <p>委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】</p> |
| <p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p> |
| <p>対応方針【事業方針作成時に記述】</p> |
| <p>審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。</p> |
| <p>事業方針の概要【事業方針作成時に記述】</p> |
| <p>事業を計画的に進めるために必要となる予算の確保に努め、早期に事業効果が発現出来るよう取り組みます。</p> |

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。